

## 蓮田市自主防災組織育成補助金交付要綱

(平成20年4月1日市長決裁)

### (目的)

- 第1条 この要綱は、自主防災組織に対し補助金を交付することにより、市民組織の自主的な防災資機材の整備を促進するとともに、防災意識の高揚及び防災知識の普及をもって、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、「蓮田市補助金等交付規則」(平成12年蓮田市規則第41号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- ① 自主防災組織 原則として自治会を単位とし、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次に掲げる防災活動を行う団体で、自主防災組織設立届出書(様式第1号)により市長に届出があったものをいう。
    - ア 防災に関する意識の高揚及び防災知識の普及
    - イ 地震等の災害に対する予防
    - ウ 防災訓練及び防災教室等の開催
    - エ その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項
  - ② 防災資機材 自主防災組織が防災活動を行ううえで使用する別表第1に掲げるものをいう。
  - ③ 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる個別訓練のうち3以上の個別訓練について実施するもの(3以上の個別訓練を計画し、雨天等の不可抗力により、市長の承認を得て2以下の個別訓練を実施した場合を含む。)をいう。
    - ア 情報収集・伝達訓練
    - イ 初期消火訓練
    - ウ 救出・救護訓練
    - エ 避難誘導訓練
    - オ 炊き出し・給水訓練
    - カ その他の訓練

### (補助対象経費及び補助金額)

- 第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 補助金の交付は、自主防災組織に対し、設立にあつては1回限りとし、防災資機材の購入及び防災訓練の実施にあつては年1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、規則様式第1号の蓮田市補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ① 防災資機材に係る交付申請書には、購入しようとする資機材の見積書
- ② 防災訓練に係る交付申請書には、訓練種目及び訓練経費の明細書及び実施計画書
- ③ その他市長が求めたもの

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(変更承認申請)

第5条 補助事業の計画を変更しようとする申請者は、規則様式第3号の蓮田市補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金の実績報告をしようとする申請者は、規則様式第5号の蓮田市補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ① 防災資機材にあたっては、保管場所又は防災倉庫設置場所の地図、領収書の写し又は請求書の写し及び防災資機材の写真
- ② 防災訓練にあたっては、領収書の写し又は請求書の写し及び訓練の写真又は実施を明らかにした書面

(補助金交付額の確定)

第7条 補助金の交付額の確定は、規則様式第6号の蓮田市補助金等交付額確定通知書によるものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求をしようとする申請者は、規則様式第7号の蓮田市補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者又は補助金を目的以外に使用した者があると認めたときは、これを取り消し、交付した補助金の返還をさせることができる。

2 補助事業の取消しは、規則様式第4号の蓮田市補助事業等（変更・取消し）承認決定通知書によるものとし、補助金の返還は、規則様式第8号の蓮田市補助金等返還命令書によるものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた組織の代表者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月6日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区 分		品 名
防 災 資 材 機	本部運営用	作業服、ヘルメット、腕章、帽子、テント、発電機、蓄電池、投光機、コードリール、ガソリン携行缶、机、椅子、地図、その他防災本部設置に係る基礎工事費等
	情報収集用	トランシーバー、携帯用ラジオ等
	消 火 用	消火器、バケツ、防火衣、可搬式動力ポンプ、ホース等
	救出救護用	はしご、のこぎり、ハンマー、バール、掛矢、スコップ、つるはし、リヤカー、ジャッキ、ロープ、担架、救急セット、毛布、チェーンソー、AED（リース料を含む）、土（水）のう袋、砂等
	避難生活用	鍋、釜、携帯コンロ、ポリタンク、浄水機、毛布、防水シート、簡易トイレ、その他感染症対策のための衛生用品等
	避難誘導用	避難誘導旗、メガホン、強力ライト、防災用掲示板等
	そ の 他	市長が特に必要と認めたもの
防 災 倉 庫	防災倉庫（老朽化に伴う建て替えを含む）	

※次に掲げるものは、補助金の交付対象外とする。

- （1） 備蓄用飲料水、食料
- （2） 電波利用料等の経常的な経費や修繕等の維持管理的な費用
- （3） その他、自助の取組として備えることが適当と判断されるもの

別表第 2 (第 3 条関係)

補助対象	補助金額	添付書類
1 自主防災組織の設立	世帯数に 1 世帯当たり 100 円を乗じて得た額に 10,000 円を加えて得た額	<ul style="list-style-type: none"> <li>①規約</li> <li>②役員名簿</li> <li>③組織図</li> <li>④活動計画書</li> <li>⑤その他市長が必要と認めた書類</li> </ul>
2 防災資機材の購入	<p>補助初年度は、購入金額の 4 / 5 以内で 400,000 円を限度とする。</p> <p>次年度以降は、購入金額の 1 / 2 以内で 200,000 円を限度とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①仕様書 (カタログ) 及び見積書</li> <li>②保管場所又は設置場所の図面</li> <li>③領収書の写し</li> <li>④写真</li> </ul>
3 防災訓練の実施	世帯数に 1 世帯当たり 100 円を乗じて得た額に 10,000 円を加えて得た額と訓練の実施に要する経費の実支出額のいずれか少ない額	<ul style="list-style-type: none"> <li>①実施計画書 (実施要領)</li> <li>②領収書の写し</li> <li>③写真</li> </ul>
<p>注) 自主防災組織設立補助金の申請において、⑤その他市長が必要と認めた書類は、設立を証する総会議事録又は書面とする。</p>		
<p>注) 2 以上の自治会の地域で一つの自主防災組織を設立する場合は、自主防災組織の設立及び防災訓練の実施について、「10,000 円を加えて得た額」とあるのを「10,000 円に自治会の数を乗じて得た額を加えて得た額」とし、防災資機材の購入については、限度額に自治会の数を乗じて得た額を限度とする。</p>		

様式第1号（第2条関係）

## 自主防災組織設立届出書

年 月 日

蓮 田 市 長 様

自主防災組織名  
代表者住所  
代表者氏名  
代表者電話番号

下記のとおり自主防災組織を設立しましたのでお届けします。

### 記

#### 1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	
母体自治会等名	
組織構成世帯数	世帯
設立年月日	年 月 日

#### 2 添付資料

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 活動計画書
- (5) 設立を証する総会議事録又は書面
- (6) 総会資料

設立を証する書面には、次の事項を記入願います。

- ① 総会の開催日時・会場等
- ② 総会の参加人数
- ③ 議案の名称
- ④ 議決結果
- ⑤ 付帯意見等
- ⑥ 役員等の署名

※ 総会が成立したことを確認するため自治会会則(規約)を添付してください。

※ 議案書又は総会資料を添付してください。

※ 付帯意見等があった場合は、箇条書きしてください。

※ 署名役員が複数の場合は、連名で署名押印してください。